

様式第1号（第4条関係）

公共基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

米子市長 様

申請者 住所  
氏名

米子市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 計画 機関	名称及び 代表者氏名	
	所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
測量 作業 機関	名称及び 代表者氏名	
	所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
備考		

## 別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を通知し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合、これに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に公共基準点使用承認書を常時携行すること。
- 4 公共基準点の使用に当たっては、公共基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺で工事の予定がある場合は、速やかに、その旨を基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書に次の書類を添付し、基準点管理者に提出すること。
  - (1) 精度管理表
  - (2) 成果表、網図の写し等
  - (3) 写真（公共基準点の状況が分かるもの）

様式第3号（第4条関係）

公共基準点使用報告書

令和 年 月 日

米子市長 様

報告者 住所  
氏名  
(担当者 )

米子市公共基準点管理保全要綱第4条第4項の規定により、公共基準点の使用結果について、下記のとおり報告します。

記

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
測量地域	
使用した 公共基準点	計 点
承認年月日 及び番号	令和 年 月 日付け番号
測量 作業 機関	名称及び 代表者氏名
	所在地
	担当者氏名
	電話番号
使用結果 (精度)	No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1:
公共基準点及び 周辺の状況	(故障点、異常点の状況を記載)